

1902 特例輸入者制度を利用する際の手続及び承認の要件について

1. 手続

特例輸入者制度の利用を希望する方は、税関長の承認を受ける必要があります。

税関長の承認を受けるためには、特例輸入者承認申請書を税関（原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関）のAEO制度担当部門に提出してください。

なお、輸入者がいずれかの税関に申請書を提出し承認を得た場合には、輸入者は全国の税関官署において、特例輸入者制度を利用できます。

特例輸入者承認申請書の記載事項及び提出書類については、各税関のAEO制度担当部門にお問い合わせください。

2. 承認の要件

承認を受けようとする輸入者が、

- (イ) 過去3年間において、関税法その他の国税に関する法令の規定に違反して刑に処せられ、又は関税法若しくは国税通則法の規定により通告処分を受けていないこと。
- (ロ) 過去2年間において、上記(イ)以外の法令の規定に違反して禁固以上の刑に処せられていないこと。
- (ハ) 過去2年間において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯して罰金の刑に処せられていないこと。
- (ニ) 暴力団員等でないこと。
- (ホ) 上記(イ)から(ニ)までに該当する者を役員、代理人、使用人その他従業者としていないこと。
- (ヘ) 暴力団員等によりその事業活動を支配されていないこと。
- (ト) 過去3年間において、関税又は輸入貨物に係る消費税若しくは地方消費税について、重加算税を課されたことがないこと。
- (チ) 過去3年間において、関税又は輸入貨物に係る内国消費税等を滞納したことがないこと。
- (リ) 過去3年間において、特例輸入者の承認を取り消された者でないこと。
- (ヌ) 本制度の適用を受ける貨物の輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していること。
- (ル) 本制度の適用を受ける貨物の輸入に関する業務（税関手続及び貨物管理）を適正に遂行するために、当該輸入者（法人の場合は従業者を含む。）が遵守すべき事項を規定した法令遵守規則を定めていること。

（関税法第7条の2、第7条の5）

お問い合わせ先（AEO制度担当部門）

函館税関・・・・・・・・・・TEL0138-40-4254
東京税関・・・・・・・・・・TEL03-3599-6343
横浜税関・・・・・・・・・・TEL045-212-6125
名古屋税関・・・・・・・・・・TEL052-654-4169
大阪税関・・・・・・・・・・TEL06-6576-3391
神戸税関・・・・・・・・・・TEL078-333-3071
門司税関・・・・・・・・・・TEL050-3530-8312
長崎税関・・・・・・・・・・TEL095-828-8801
沖縄地区税関・・・・・・・・・・TEL098-862-9291